平成２７年（フ）第１１２号
埼玉県所沢市上新井３丁目22番地の８
債務者　浦田　裕吾
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１１３号
埼玉県狭山市広瀬台３丁目39番３号　コンフォートヒルズＤ
債務者　羽中田香代子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５４号
群馬県高崎市福島町708番地２　シャルマン・ヴィラＡ一103号
債務者　井筒　忠雄
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第５５号
群馬県甘楽郡甘楽町大字福島110番地２
債務者　山崎　ツギ
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第７７号
埼玉県入間市東町４丁目３番75号
債務者　五島　　守
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第８１号
埼玉県川越市脇田町23番地５　ライフシティタイセイ313号室
債務者　久保　　都
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第８７号
埼玉県川越市仙波町２丁目15番地１　エスポワール都201号室
債務者　小坂　修一
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０７号
埼玉県狭山市大字上奥富314番地の15　第２コーポ平田201
債務者　大谷　英史
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１１８号
埼玉県坂戸市泉町２丁目11番地８　メイプルアベニュー601号室
債務者　鈴木　陶文
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３９２号
静岡県伊東市東松原町13番６号　稲葉ビル２Ｆ－Ａ
債務者　稲葉みち惠（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第６６号
静岡県三島市徳倉３丁目18番42号
債務者　谷村　　宏
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目６番４号
債務者　中嶋　園江
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
大阪府南河内郡河南町大字一須賀532番地の４　205号
債務者　川口　正人
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
大阪府河内長野市喜多町402－５、住民票上の住所大阪府大阪狭山市池尻中３丁目４番19号－Ａ102
債務者　金谷あきこ
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
大阪府藤井寺市小山４丁目16番11号
債務者　新城　邦夫
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
大阪府高石市西取石１丁目５番３号、前住所大阪府高石市綾園７丁目12番15号
債務者　米田　拓史
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
島根県益田市美都町仙道64番地１、前住所福岡県直方市大字頓野302番地４ベルコリーヌⅡ－101
債務者　中塚　康史
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
松江地方裁判所益田支部